パートナーシップ宣誓書受領証返還届

長崎市パー	トナーシップ	。の 宣誓の 取扱い	いに関する要綱第	8条の規定により	、受領証を返還します。
X MH 111	1 / / /		コートファクタルリカル		、又限皿で必然しよう。

返還の理由	6.	ギム	2.1-1	O +.	1 -	ノギキ	,)
1以1泉り1年日	(()	19 76	7)3 10 (()2	1, ((72 A (()

- (1) パートナーシップ関係の解消
- (2) 当事者の死亡
- (3) 長崎市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第3条第2号及び第3号に掲げる要件に該当しなくなったこと。

住所	
氏名	
(通称名)
D. = 2	
住所	
氏名	
(通称名)
(代筆者)	
住所	
氏名	

令和 年 月 日